

行政不服審査裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から、令和 7 年 1 1 月 1 4 日付けで提起のあった行政不服審査請求（令和 7 年 7 月 1 7 日付け）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

第 1 主文

本件審査請求を却下する。

第 2 事案の概要

- (1) 請求人は、令和 6 年 7 月 2 日付けお選管第 2 2 号による一部開示決定処分について、処分を不服とし、令和 7 年 7 月 1 7 日付けで、審査庁であるおいらせ町選挙管理委員会に対し、審査請求を行った。
- (2) 請求人は、審査請求に係る審理が終結しないことを不服とし、令和 7 年 1 1 月 1 4 日付けで、審査庁であるおいらせ町選挙管理委員会に対し、本件審査請求を行った。

第 3 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張

令和 7 年 7 月 1 7 日付け審査請求書の提出後、相当の期間（約 4 か月）が経過したので、速やかに処分をするよう求める。

第4 理由

(1) 行政不服審査法の適用除外について

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）に基づく処分又は不作為に対する審査請求については、法第7条第1項で適用が除外される処分又は不作為を列挙して規定している。このうち、法第7条第1項第12号に掲げる「この法律に基づく処分」及び不作為についても、適用除外とされていることから、審査請求については処分又は不作為の審査請求の対象とはならない。

(2) 本件審査請求の適用除外の該当性について

本件審査請求は、令和7年7月17日付け審査請求に対する不作為の審査請求として提起されたものであり、法第7条第1項第12条に掲げる適用除外に該当する。

(3) 結論

よって、本件審査請求は不適法であることから、法第45条第1項の規定により、主文のとおり採決する。

第5 付言

本件審査請求については、前述のとおり却下するものであるが、令和6年7月2日付けお選管第22号による一部開示決定処分を不服として令和7年7月17日付けで提出された審査請求書については、提出から相当の期間が経過していることから、速やかに審理を終結するように努めるべき旨を付言する。

令和7年11月25日

審査庁 おいらせ町選挙管理委員会
委員長 田中直喜

(教示)

1 この裁決に不服のある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、おいらせ町選挙管理委員会を被告として（訴訟においておいらせ町選挙管理委員会を代表する者は、委員長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、採決の取消しを求めることはできません。

2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。